

様式 1

年 月 日

奈井江町長 三本 英司 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名

印

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。

記

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 提出書類

- (1) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
- (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (4) グループにより応募する場合は共同企業体協定書及びグループ応募構成書
- (5) 申込資格に関する申立書
- (6) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (7) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (8) 管理に係る収支計画書
- (9) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (10) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
- (11) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
- (12) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (13) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (14) 類似施設の管理運営実績
- (15) 緊急時における連絡体制

※ 提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

--

グループ応募構成書

年 月 日

奈井江町長 三本 英司 様

申請施設名	
-------	--

・代表団体

法人・団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____ 印

連絡先電話番号： _____ 担当者

・構成団体

法人・団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____ 印

連絡先電話番号： _____ 担当者

・構成団体

法人・団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____ 印

連絡先電話番号： _____ 担当者

・構成団体

法人・団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____ 印

連絡先電話番号： _____ 担当者

※ 記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

様式 2 - 2

指定管理者制度に係る共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○○の管理運営業務（以下「管理業務」という。）

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 町 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、管理業務の指定期間の満了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、管理業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、奈井江町と折衝する権限並びに指定管理者の候補者選定に係る申請書、指定管理業務に係る協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、管理業務について奈井江町と協定内容の変更があつても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに管理業務の履行に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、管理業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、管理業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、管理業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(管理業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、奈井江町及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち管理業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、奈井江町の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して管理業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときの残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、管理業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び奈井江町の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを

準用するものとする。

(管理業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが管理業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第 15 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び奈井江町の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、管理業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇外△社は、上記のとおり□□□□□□□共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自が所持するとともに 1 通を奈井江町長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体

代表者	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

様式 3

申請資格申立書

年 月 日

奈井江町長 三本 英司 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名

印

奈井江町地域交流センター の指定管理者の募集に係る申込書類について、
下記のとおり申し立てます。

記

- 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同行を準用する場合を含む。）の規定により奈井江町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- 国税及び地方税の納税義務がない
(理由)

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

様式4 奈井江町地域交流センター指定管理業務事業計画書

I 施設の管理運営に関する基本的な考え方・方策

<p>1 平等利用の確保及びサービスの向上</p>	<p>(1) 利用者の平等な利用の確保の方策及び受付、窓口などにおける利用者への対応方策・体制</p> <p>-----</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(2) 利用者ニーズの把握と苦情に対する改善の方策</p> <p>-----</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(3) 施設の衛生、美観保持の方策（トイレや建物の衛生・美観保持、緑地の美観保持等）※施設や設備の「維持管理」は3-1(1)～(3)に記載すること</p> <p>-----</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・
<p>2 施設の効用の最大限の発揮</p>	<p>(1) 開館時間、休館日及び利用料金の設定の方策（利用者を増加させるための方策、効率的な管理運営の観点から）</p> <p>-----</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(2) 地場製品のPR、施設の広報・広告、その他の営業活動等、施設の魅力を高め、活気ある施設にするための方策</p> <p>-----</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(3) 利用者を増加し、収益を向上させる自主事業の提案</p> <p>-----</p> <p>【基本的な考え方・方策】※具体的な事業内容は、「Ⅲ」に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・

<p>3-1 適切な維持及び管理</p>	<p>(1) 建物、設備等施設を適正に維持管理していくための方策（運転、点検、保守等） 【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(2) 日常管理及び災害・緊急時の利用者の安全確保の方策 【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(3) 維持修繕、更新等の必要箇所の早期発見、計画立案のための方策 【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・
<p>3-2 経費の縮減</p>	<p>(1) 町が支出する費用の縮減のための方策、剰余金の取扱いの方策 【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・
<p>4 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力</p>	<p>(1) 道の駅としての本施設の管理運営に資する経験及びノウハウ 【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(2) 統括責任者、その他の各部門における人材・人員の確保の方策 【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(3) 適正な労働環境の確保及び町内雇用確保の方策 【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・

	<p>(4) 町との協議、報告、その他の連携に関する方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・
5	<p>その他</p> <p>(1) 地域の経済効果の増進に関する方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(2) 町内関係機関、施設との連携、町内行事への参加の方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・

II 年間事業計画（通年：4月～3月）

	事業内容		
	施設の維持・管理・保守	施設設置効果を増進させる取組（自主事業を含む）	その他
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

様式4別紙

令和5年度 奈井江町地域交流センター指定管理者募集

事業計画書作成要領

1 施設の管理運営に関する基本的な考え方・方策

- ・この項目は、事業者の基本的な考え方と、管理運営の方策の提案、その具体性等について記載するものである。
- ・町が示した募集要綱、施設の管理運営基準（要求水準書）及び付属資料を参考にすること。
- ・各項目における「基本的な考え方」とは、事業者が有する他施設等における経験・ノウハウ及び町が示した要求水準を踏まえて、本施設における事業者の基本的な方針、取り組もうとする方策を記載すること。
- ・各項目における「方策」とは、上記の「基本的な考え方」に基づいて、実施を計画する具体的な方策等について記載すること。特に開館時間、休館日及び利用料金の設定（2の(1)）は、具体的に提案内容を記載すること。
- ・各項目について、イラスト、グラフ、写真等を用いることを可とする。表内に入りきれない場合は別紙によることを可とするが、その場合はどの項目の説明資料か明確にすること。
- ・表における行の幅は、示した様式は例示として、事業者の提案内容に応じて適宜拡張して記載すること。

2 年間事業計画

- ・この項目は、上記1の基本的な考え方とその方策について、より具体的であるか、又は実現可能性があるかについて確認するための項目である。したがって、応募の段階で未確定な部分は、できるだけ上記1において記載することが望ましい。
- ・運営開始後の何年度目かに関わらず、4月を初めとして3月を終わりとする1年間の各月において計画する事業について記載すること。
- ・「施設の維持・管理・保守」については、施設、設備、備品等の維持、管理、及び保守の作業時期、作業内容について記載すること。
- ・「施設設置効果を増進させる取組」については、町が要求水準書に示した当該項目及び事業者が計画するもの（自主事業を含む。）について、その時期及び内容を記載すること。
- ・「その他」には、上記以外のものがあれば記載すること。

様式5 奈井江町地域交流センター指定管理業務収支計画書
 【 年目(令和 年4月～令和 年3月)】

1 管理業務の収支計画

		収入-支出			0	
■収入	項目	計画額(千円)			積算基礎	備考
		大項目	中項目	小項目		
	収入合計	0				
	利用料金	0	0			
	テナント負担金	0				
	電気料分		0			
	燃料費分		0			
	自動販売機売上収入	0	0			
	その他	0	0			
	町管理費用	0	0			
	町管理費用					

■支出

項目	計画額(千円)			積算基礎	備考
	大項目	中項目	小項目		
支出合計	0				
商品等仕入	0	0			
人件費	0	0			
				●●: 人、●●: 人、●● 人、…	
事務費	0				
		0			
		0			
		0			
		0			
		0			
管理費	0				
燃料費		0			
					精算対象
電気料		0			
電気料(業務用)				業務用電力(一般料金)	精算対象
電気料(ロートヒーティング)				融雪電力B(ホットタイム22)	精算対象
電気料(スポットヒーター)				融雪電力D(ホットタイム22エコ)	精算対象
上下水道料		0			
水道料					
下水道料					
修繕料		0			
管理用消耗品費		0			
備品購入費		0			
委託料		0			
共通管理費	0	0			

■収支

収入合計	0
支出合計	0
収入-支出	0

■リスク分担の対象となる燃料費・電気料の積算基礎

(1) 燃料費

種別		区分	数量等	単位
灯油	施設全体	計画単価		円/L
		積算数量		L/年
	テナント使用量	積算数量		L/年

(2) 電気料

区分	契約種別・単価		備考	
施設本体電気料	契約種別	業務用一般		
	基本料金	基本料金単価	2,547.6 円/kW	
		積算数量	kW	デマンド値(月間最大需要電力)
	従量分(施設全体)	従量単価	円/kWh	
		積算数量	kWh	年間使用量
テナント使用量	積算数量	kWh	年間使用量	

区分	契約種別・単価		備考	
トイレ床暖房・正面ヒーティング電	契約種別	融雪電力B		
	最初の3ヶ月			
	基本料金	基本料金単価	976.8 円/kW	最初の3ヶ月
		積算数量	32 kW	最初の3ヶ月(1ヶ月当たり)
	従量分	従量単価	円/kWh	
		積算数量	kWh	3ヶ月間使用量
	4ヶ月目以降			
	基本料金	基本料金単価	305.8 円/kw	4ヶ月目以降
		積算数量	32 kW	4ヶ月目以降(1ヶ月当たり)
	従量分	従量単価	円/kWh	
積算数量		kWh	4ヶ月目以降使用量	

区分	契約種別・単価		備考	
トイレ床暖房・正面ヒーティング電	契約種別	融雪電力D		
	最初の3ヶ月			
	基本料金	基本料金単価	371.8 円/kW	最初の3ヶ月
		積算数量	4 kW	最初の3ヶ月(1ヶ月当たり)
	従量分	従量単価	円/kWh	
		積算数量	kWh	3ヶ月間使用量
	4ヶ月目以降			
	基本料金	基本料金単価	184.8 円/kw	4ヶ月目以降
		積算数量	4 kW	4ヶ月目以降(1ヶ月当たり)
	従量分	従量単価	円/kWh	
積算数量		kWh	4ヶ月目以降使用量	

【注】 白色セルに入力するものとし、行や項目が不足する場合は追加すること。

「管理費用の見直し対象となる燃料費・電気料の積算基礎」は、必ず記載すること。この場合において、記載済みの単価等と異なる積算を用いた場合は、適宜修正の上記載すること。

記載要領を必ず参照し、記載すること。

様式5 奈井江町地域交流センター指定管理業務収支計画書

【 年目(令和 年4月～令和 年3月)】

2 自主事業の収支計画

事業名	
-----	--

収入-支出 0

項目	計画額(千円)			積算基礎	備考
	大項目	中項目	小項目		
■収入					
収入合計	0				
売上高	0	0			
営業外利益	0	0			
特別利益	0	0			

項目	計画額(千円)			積算基礎	備考
	大項目	中項目	小項目		
■支出					
支出合計	0				
売上原価	0	0			
販売費及び一般管理費	0				
人件費		0			
広告宣言費		0			
手数料		0			
賃借料		0			
通信運搬費		0			
燃料費		0			
光熱水費		0			
保険料		0			
消耗品費		0			
		0			
		0			
		0			
		0			
営業外費用	0	0			
特別費用	0	0			

■収支	収入合計	0
	支出合計	0
	収入-支出	0

■自主事業において収益が発生した場合の取扱方法

【注】 1事業につき1様式を使用すること。
 白色セルに入力するものとし、行や項目が不足する場合は追加すること。
 記載要領を必ず参照し、記載すること。

様式5別紙

令和5年度 奈井江町地域交流センター指定管理者募集

収支計画書作成要領

1 共通事項

- ・収支計画書の額は、1年分の計画を記載すること。ただし、指定期間（5年間）を通じて各年目の計画が異なる場合は、各年目分を作成し、提出しても差し支えない。その場合は、計画書にどの期間（年度）に関するものかを記載すること。また、いずれの場合においても、物価変動を見込んだものとする。
- ・原則として、表内の網掛け部分以外（無色のセル）に記入すること。
- ・「計画額（千円）」の欄の網掛け部分には、計算式が入っていることから、変更しないこと。
- ・各費目の計画額は、千円単位で記載し、消費税を含んだ額（消費税の対象となる費目に限る。）として記載すること。
- ・消費税率は、10%として積算すること。
- ・収入における預かり消費税及び支出における支払消費税並びに納税する消費税額は、いずれもこの表の計画額の対象外とすること。
- ・積算基礎の欄には、単価、数量のほか、必要な事項を記載すること。ただし、すべての項目について記載を求めるものではない。
- ・下記の各項には、必要に応じて積算参考数値を記載する。これらは実績又は町積算において用いた値等を参考として示すものであり、提案者はそのことに十分留意の上、各自のノウハウや創意工夫により積算し、提案すること。

2 管理業務の収支計画－収入

(1) 利用料金

- ・募集要項「施設の管理運営基準（要求水準書）」の「11」を参照して利用料金収入の見込を記載すること。
- ・月額等で設定した場合は、条例の額を超えないようにすること。

【参考】

利用場所	利用料金収入（年額） R1～R4 年度実績
伝承室、調理実習室・実演室	850 千円～1,200 千円
ふれあいホール	600 千円

イベントテラス	420 千円
広場	0～12 千円

(2) テナント負担金

- ・現在の利用者（テナント）は、施設の利用に応じて使用した電気料等の実費を負担していることから、この見込を記載すること。

【参考】

■電気料：テナント使用量・負担金額

利用場所	テナント使用量 R4 年度実績	テナント負担額（年額） R1～R4 年度実績
伝承室、調理実習室・実演室	14,000kWh	300 千円～470 千円
ふれあいホール（みみずく）	15,000kWh	400 千円～550 千円
広場等	実績なし	

■灯油代：テナント使用量・負担金額

利用場所	施設全体の支出額に対する負担額の割合 R1～R4 年度実績	テナント負担額（年額） R1～R4 年度実績
ふれあいホール（みみずく）	13～20%	95 千円～115 千円
上記以外の場所	実績なし	

(3) 自動販売機売上収入

- ・施設に設置している飲料自動販売機の売上の見込を記載すること。

【参考】 R1～R4 年度実績 1,300 千円～1,400 千円

- ・子育て応援自販機の販売に係る売上の見込を記載すること。

【参考】 R1～R4 年度実績 5 千円～18 千円

子育て応援自販機販売商品等（R4 年度実績）

種別	販売価格	仕入値
グーン「まっさらさら通気 テープ」各種	200 円	132 円
ピジョン「そのまま流せるおしりナップ」	200 円	154 円
明治「ほほえみらくらくミルク」	300 円	232 円

※仕入に際して送料等が発生する場合がある。

(4) その他

ア 全道スタンプラリー参加料

- ・道内の道の駅が参加するスタンプラリーは、利用者から 200 円/冊の参加料を徴収（販売）し、うち 170 円/冊を北海道道の駅連絡会事務局へ支払っている。

【参考】 R1～R4 年度実績 販売数 350 冊～400 冊

イ シーニックバイウェイ北海道ドライブマップ売上

- ・空知シーニックバイウェイ（候補ルート）の一部として、ルート上の各道の駅等と連携した活動として、ドライブマップ、日本ハムファイターズコラボグッズ等の販売を行っている。ドライブマップは、200 円/冊で販売し、うち 160 円/冊を道事務局へ支払っている。

【参考】 R2～R4 年度実績

ドライブマップ販売数 65 冊～75 冊

ファイターズコラボグッズ売上 70 千円～80 千円

- ・日本ハムファイターズコラボグッズは、販売を希望する場合のみ計上すること。

ウ その他

- ・項目にない収入を見込む場合は、記載すること。

(5) 町管理費用

- ・町が指定管理者に支払う管理費用の見込額について記載すること。
- ・管理費用の額は、事業者が見込む収支において不足する額とすること。

3 管理業務の収支計画－支出

(1) 商品等仕入

- ・子育て応援自販機の販売に係る仕入の見込を計上すること。なお、液体ミルクは賞味期限（18 か月）に応じて廃棄が生じることに留意すること。

【参考】 R1～R4 年度実績 2 千円～16 千円

- ・日本ハムファイターズコラボグッズの販売を希望する場合は、仕入の見込を計上すること。

【参考】 R1～R4 年度実績 50 千円～100 千円

(2) 人件費

- ・管理運営に当たる人員に要する費用について、「給料・賃金・手当」、社会保険料等の「法定福利費」、健康診断料等の「福利厚生費」に区分して計上すること。
- ・積算基礎の欄には、業務区分に応じた人員数を記載すること。

【参考】 R1～R4 年度実績

管理 3～4 人（シフト勤務）、清掃 3～4 人（シフト勤務）

(3) 事務費

ア 消耗品費

- ・施設の管理運営事務に要する消耗品費を記載すること。

【参考】 R1～R4 年度実績 160 千円～190 千円

イ 通信運搬費

- ・施設の電話、郵便等送料に要する費用を記載すること。

【参考】 R1～R4 年度実績 76 千円～87 千円程度

ウ 広告宣伝費

- ・施設の広告宣伝に要する費用を記載すること。

エ 負担金

- ・道の駅連絡会費として、次の額を計上すること。

【参考】 R1～R4 年度実績 全道分 50 千円、全国分 20 千円

- ・上記以外の負担金の支出見込があれば、計上すること。
- ・ラリー帳販売手数料として、販売見込数×170 円を計上すること。
- ・ドライブマップ負担金として、販売見込数×160 円を計上すること。
- ・ラリー帳売上見込数は、収入の部において積算した数と合わせること。
- ・上記以外の手数料の支出見込があれば、計上すること。

(4) 管理費

ア 燃料費

- ・灯油等の燃料に要する費用の見込を記載すること。
- ・灯油は、実勢価格の変化により管理費用の変更の対象となることから、計画単価及び積算数量を様式5の下表に必ず記載すること。

【参考】

種類	使用量 (テナント使用分を含む) R1～R4 年度実績
灯油	5,000L～6,800L
灯油以外の燃料	実績なし

イ 水道光熱費

- ・電気料について、実績に基づく契約種別及び数量等は、次のとおりである。
- ・単価等は、北海道電力ホームページから参照すること。

区分	契約種別	R1～R4 年度実績等
施設本体	業務用電力 (一般料金)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大需要電力 (デマンド値) 20kW～26kW ・力率 100% (15%割引) ・年間使用量 56,000kWh ～64,000kWh 程度 ・年間使用料 1,660 千円 ～2,110 千円程度
トイレ床・正面玄関前舗装ヒーティング	融雪電力B	<ul style="list-style-type: none"> ・使用月 12月～3月 (4か月間) ・契約数量 32kW ・力率 85%以上 (5%割引) ・センサー割引あり (10%割引) ・月間使用量 12月～2月分 4,000kWh/月程度 3月分 1,000 kWh/月程度 ・年間使用料 270 千円～400 千円程度
トイレ前スポットヒーター	融雪電力D	<ul style="list-style-type: none"> ・使用実績なし ・契約数量 4kW ・力率 85%以上 (5%割引) ・センサー割引あり (10%割引)

		<ul style="list-style-type: none"> ・年間使用料（基本料金のみ） <p style="text-align: right;">4千円程度</p>
--	--	--

- ・水道料について、実績に基づく契約種別及び数量等は、次のとおりである。
- ・単価等は、中空知広域水道企業団ホームページから参照すること。

区分	R1～R4 年度実績等
水道料	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 15t まで 3,672 円 ・15t を超えた分の使用量単価 277 円/t ・年間使用量 2,200t～2,400t ・年間使用料 660 千円～670 千円
下水道料	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 20t まで 4,600 円 ・20t を超えた分の使用量単価 259 円/t ・年間使用量 上記と同じ ・年間使用料 580 千円～620 千円

ウ 修繕料

- ・修繕料の見込額を記載すること。なお、町と指定管理者とのリスク分担において、修繕料の年間基本額は 350,000 円であり、町が指定管理者に支払う管理費用のうち、350,000 円は修繕料として留保することから、この金額を下回らない額を積算すること。

【参考】 R1～R4 年度実績の修繕実績（主なもの）

年度	内容	金額（千円）
R1	エレベーター故障復旧作業	28
	非常警報装置鳴動停止	4
	ドアハンドル・鍵交換	6
	トイレ蛇口修理	3
	男子トイレ壁修繕	28
	ウォッシュレット取替	50
	正面内引戸人感センサー入替・調整	6
	女子トイレ修繕（便座蓋交換・扉面材張替）	50
	男子トイレ修繕（便座蓋交換・小便器目皿）	21
	FF 式暖房修理	23
R2	女子トイレ扉修繕	9
	汚水掃除口破損修理	4
	男子トイレ排煙窓開閉ハンドル修繕	3
	多目的トイレ洗面蛇口修理	4
	男子トイレ個室金具・扉修理	12
	女性トイレ SK 詰まり修理	8
	自動ドア内錠取付	18

	蛍光ランプ交換他	11
R3	男子トイレ滑車取付直し調整他	10
	誘導灯交換他（本体中央西面・北側誘導灯）	91
	小便器目皿交換	10
	多目的トイレ自動ドア修理	28
	みみずく換気扇交換	34
	1階通路ダウンライト照明ランプ交換	20
	裏通路照明取替工事	10
	内部塗装修繕工事	61
	玄関照明、誘導灯不点修繕	9
	誘導灯修繕	7
	厨房バルブ交換	21
	男子トイレ排煙窓修理	25
	共用廊下天井・壁塗装	165
R4	外周補修工事縁石補修他	46
	外周補修工事インターロッキング	42
	外周補修工事	47
	アルファ本締錠アンバー交換調整工事	11
	身障者トイレ手洗器修理	10
	トイレフラッシュバルブ修理	12
	女子トイレブース扉修繕	4
	トイレ用具シリンダー交換	14
男子トイレ洗面台修理	33	

エ 管理用消耗品費

- ・ トイレットペーパー、トイレ用石けん、洗剤、掃除用具等、管理に要する消耗品費の見込を計上すること。

【参考】 R1～R4 年度実績 550 千円～730 千円

※うち、トイレットペーパー消費量（推計）

5,000 個～6,000 個/年

オ 委託料

- ・表に掲げられている項目は、これまでの実績等によるものであることから、外部へ発注することなく自ら行うことを妨げるものではない。
- ・費用の実績は、現指定管理者の創意工夫による実績によるものであるため、提案者各自のノウハウに基づいて積算すること。
- ・各業務の内容等は、次のとおり。

業務	業務内容・発注先等 R1～R4 年度実績
自家用電気工作物保安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備容量 100KVA ・ 受電電圧 6.6KV

	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先：北海道電気保安協会 ・委託料：140 千円 ※各種割引適用後 										
自動ドア保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ナブコ製 DS-21 型 6 台 ・委託先：地元企業 ・委託料：66 千円 										
エレベーター保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・日立製 2 停止 1 台 ・委託先：メーカー系企業 ・委託料 172 千円 										
消防設備保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・主な対象機器 <table border="1" data-bbox="692 674 1386 1180"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器</td> <td>粉末消火器・加圧 A 型 8 本</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>受信機 P 型 1 級 1 台 差動式スポット型感知器 14 個 定温式スポット型感知器 17 個 煙式スポット型 7 個 築音響装置 5 個 発信機 2 個</td> </tr> <tr> <td>避難器具</td> <td>緩行機 (2 階用) 1 台</td> </tr> <tr> <td>誘導灯及び誘導標識</td> <td>避難口灯 (中型) 11 個 通路灯 (中型) 1 個</td> </tr> </tbody> </table> ・委託先：地元企業 ・委託料 66 千円 	種別	規格等	消火器	粉末消火器・加圧 A 型 8 本	自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級 1 台 差動式スポット型感知器 14 個 定温式スポット型感知器 17 個 煙式スポット型 7 個 築音響装置 5 個 発信機 2 個	避難器具	緩行機 (2 階用) 1 台	誘導灯及び誘導標識	避難口灯 (中型) 11 個 通路灯 (中型) 1 個
種別	規格等										
消火器	粉末消火器・加圧 A 型 8 本										
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級 1 台 差動式スポット型感知器 14 個 定温式スポット型感知器 17 個 煙式スポット型 7 個 築音響装置 5 個 発信機 2 個										
避難器具	緩行機 (2 階用) 1 台										
誘導灯及び誘導標識	避難口灯 (中型) 11 個 通路灯 (中型) 1 個										
機械警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・制御装置 S-813RA-T ・委託先：総合警備保障 ・委託料 198 千円 										
広場維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に適した美観を保持するための草刈り、除草、樹木せん定管理等を行うこと。 ・委託先：地元企業 ・委託料 2,500 千円～2,900 千円 <p>【参考】町が予定管理費用の積算に用いた数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝刈り (機械)・施肥・除草 3,460 m² ・芝刈り (機械) 510 m² ・草刈り (肩掛け式) 2,190 m² ・除草剤散布 700 m² 										

除雪	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅の施設及び駐車場として適した除雪を行う。 ・委託先：地元企業 ・委託料 1,530 千円～4,660 千円 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道除雪出動基準（新雪）：降雪 10cm 以上 ・町が予定管理費用の積算に用いた数量 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場除雪 7,480 m² ・建物前除雪 930 m² ・屋根雪下ろし 防災倉庫 22 m² カーポート 30 m² ・除雪日数等の実績 <table border="1" data-bbox="719 804 1367 929"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町道路線 除雪日数</td> <td>23</td> <td>61</td> <td>28</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 施設の性格（24 時間駐車場）から、町道路線より必要作業回数が多くなる可能性に留意すること。</p>		R1	R2	R3	R4	町道路線 除雪日数	23	61	28	33
	R1	R2	R3	R4							
町道路線 除雪日数	23	61	28	33							
排雪	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅の施設及び駐車場として適した除雪を行う。 ・委託先：地元企業 ・委託料 1,210 千円～5,250 千円 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道路線の排雪回数： 年 2～3 回程度（12 月～2 月） 										
高所ガラス清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・施設高所部分のガラス清掃を行う。 ・委託先：町外企業 ・委託料 390 千円（年 1 回） 										
暖房機分解整備	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房機の分解整備を必要に応じて（5 年に 1 回程度）行う。 ・対象機器：サンポット FF-184CTS 5 台 サンポット EE-185CTS 1 台 ・委託先：町内企業 ・委託料 実績なし 										

- ・上記以外に見込まれる外部発注業務がある場合は、空白の行に記載すること。

(5) 共通管理費

- ・人件費、事務費及び管理費に区分されない、事業者として共通して要する経費の見込を記載すること。

4 リスク分担の対象となる燃料費・電気料の積算基礎

(1) 燃料費

- ・灯油は、単価の増減により、町から指定管理者へ、又は指定管理者から町へ清算の対象となることから、計画単価、積算数量及びテナント使用量を表に記載すること。

(2) 電気料

- ・電気料も燃料費と同様に清算の対象となることから、計画単価、積算数量及びテナント使用量を表に記載すること。
- ・実績に基づく契約種別、単価をあらかじめ記載した。事業者がこれとは異なる契約種別により計画する場合は、その契約種別、単価等を記載（既存の記載を修正）すること。

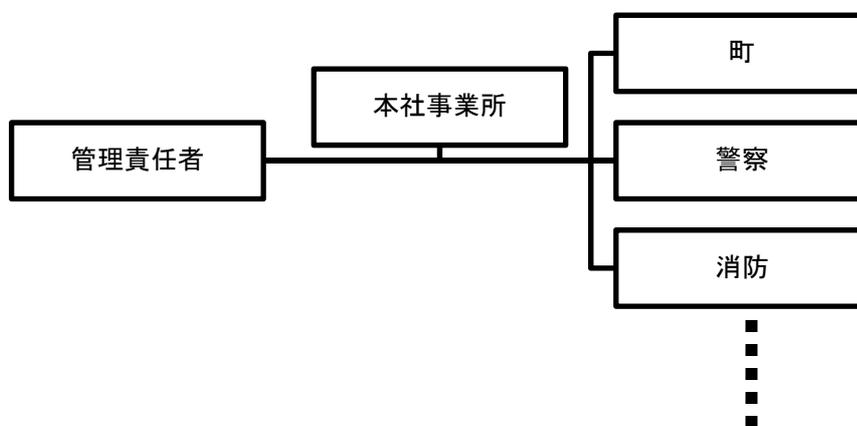
様式 7

令和5年度 奈井江町地域交流センター指定管理者募集
緊急時における連絡体制

緊急時における連絡体制及び施設設置者である町への連絡並びに処理等の方策について、
図及び説明文により記載すること。

<連絡体制図>

体制図 記載例：



様式 8

令和5年度 奈井江町地域交流センター指定管理者募集
募集要項等に関する質問書

年 月 日

奈井江町長 三本 英司 様

質問者 団体名
所在地
担当者 氏 名
所 属
連絡先電話
電子メール

奈井江町地域交流センター指定管理者募集要項等について、次のとおり質問を提出します。

質問対象	<input type="checkbox"/> 募集要項 <input type="checkbox"/> 要求水準書 <input type="checkbox"/> 資料 <input type="checkbox"/> 様式 <input type="checkbox"/> その他	ページ番号： 資料・様式番号：
質問内容		

※一つの質問につき1様式を使用すること。